

社会福祉法人宝塚さくら福祉会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宝塚さくら福祉会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬等の額)

第2条 役員等に対する報酬の額は、別表1に定める額とする。

(旅費)

第3条 役員等が職務のために出張したときは、別に定める職員旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊費）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等及び旅費は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次のとおりとする。

- (1) 理事長の報酬については、毎月20日とする。ただし、当該日が休日に当たるときは、職員給与規程第15条の規定に準じた日とする。
- (2) 理事長を除く役員等に対する報酬は、会議等へ出席した都度、支給する。
- (3) 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項第二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月25日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表1 役員等の報酬

1	理事長	概ね週1回の出勤	月額30,000円
2	理事	理事会等への出席及び法人 施設業務のための出勤	日額 5,000円
3	監事	監事監査等への出席及び法人 施設業務のための出勤	日額 5,000円
4	評議員	評議員会等への出席及び法人 施設業務のための出勤	日額 5,000円